

ジェネリック医薬品利用差額通知業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、ジェネリック医薬品利用差額通知業務の受託候補事業者の選定を公募型プロポーザル方式によって行うにあたり、必要な事項を定めることとする。

2 業務内容

(1) 業務名称

ジェネリック医薬品利用差額通知業務委託

(2) 業務実施場所

受託者が指定する場所

(3) 契約期間

契約日から令和6年3月15日まで

(4) 業務内容

ジェネリック（後発）医薬品を利用することで、現在使用している先発医薬品の自己負担額と比較して、減額が見込める被保険者を対象にして、ジェネリック医薬品を利用した場合の自己負担額の軽減可能額を通知することで、自己負担額の軽減や後期高齢者医療における医療費の適正化を図る。

なお、今年度については令和5年9月末に85,000通以上の発送を予定している。詳細については、ジェネリック医薬品利用差額通知業務委託特記仕様書を参照すること。

(5) 一般的事項

医療費の削減効果額だけでなく、ジェネリック医薬品への切り替え率が最大になる様に対象者及び薬剤を選定すること。

(6) 業務の範囲

業務の範囲は、レセプトデータ処理、通知書の作成・発送、効果検証・報告書の作成及びコールセンターの設置等について全てとする。

(7) 対象レセプト予定件数 約4,400,000件（2か月分）

※参考 2,200,000件（令和5年1月診療分）

内訳（医科；1,300,000件 調剤；900,000件）

(8) その他

- ・業務の実施に際し、連絡体制、業務体制等の確立を図り、当広域連合承認のうえ開始すること。
- ・広域連合と緊密な連携のもとに運用管理を進めること。

(9) 業務委託に係る提案上限額

22,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案上限額を超えた見積金額の提案は無効とする。

3 日程（予定）

事業者選定までの日程は、次のとおりとする。

日時又は締切日	内 容
令和5年5月29日（月）	参加表明書提出期限
令和5年5月29日（月）	質問書提出期限
令和5年6月1日（木）	参加資格確認結果通知期限
令和5年6月1日（木）	質疑に対する回答期限
令和5年6月7日（水）	提案書等提出期限
令和5年6月14日（水）	プレゼンテーション
令和5年6月19日（月）	提案等選定結果通知及び 受託候補事業者の確定

※変更がある場合があります。その場合は事前に通知します。

4 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次の参加資格要件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （3）法人税、消費税等租税を滞納していないこと。
- （4）手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は当該業務の参加申込前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者でないこと。
- （5）地方公共団体又はその他これに準ずる団体等において、過去3年度（令和2年度～令和4年度）に、ジェネリック医薬品利用差額通知業務委託を受託した実績があること。ただし、1つの契約で2万件以上の送付実績があること。
- （6）埼玉県内の競争入札参加資格を有していること。
- （7）埼玉県又は埼玉県内の市町村において、指名停止措置の期間中でないこと。

5 参加表明書の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、次の通り参加表明書を提出すること。

(1) 提出書類

- ・参加表明書（様式第1号）
- ・「4 参加資格」（5）の実績を証明する契約書類等の写し
（金額はマスキング可）

(2) 提出方法

郵送又は持参

(3) 提出期限

令和5年5月29日（月）午後5時（必着）

(4) 注意事項

- ① 消印が提出期限内であっても、提出先に提出期限を過ぎて到達したものは無効とする。
- ② 提出先は「埼玉県後期高齢者医療広域連合給付課審査担当（埼玉県浦和合同庁舎4階）」とする。
上記の①、②の注意事項を「8 提案書等の提出」及び「9 参加の辞退」についても適用する。

6 参加資格の確認結果

参加表明書を提出した事業者全員に対して、電子メールにより参加資格の確認結果を令和5年6月1日（木）までに通知する。なお、電子メールの送付先は、参加表明書（様式第1号）に記載された担当者のメールアドレスとする。

7 質疑及び回答

公募型プロポーザルに参加するにあたり、質問事項が発生した場合は、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年5月29日（月）午後5時

(2) 質問方法

質問は、質問書（様式第5号）により行うものとし、電子メールによる随時受付を行う。
提出先は「14 提出先及び問合わせ先」に記載されたメールアドレスとする。

公募型プロポーザル実施期間中の質問行為は上記の方法のみ可能とし、業務担当課に直接質問することは認めない。

(3) 回答期限

令和5年6月1日（木）午後5時

(4) 回答方法

回答は、各事業者から提出された質問事項を取りまとめ、質問事業者名を伏せた上で、上記の回答期限までに質問回答書として提案参加事業者にメールで送付する。なお、送付先は、参加表明書（様式第1号）に記載された担当者のメールアドレスとする。

ただし、質問の内容によって事業者選定に公平性を保てないと判断した場合は、回答を行わないことがある。

8 提案書等の提出

公募型プロポーザルに参加を表明したものは、次のとおり提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

提案書及び見積書等を、ジェネリック医薬品利用差額通知業務委託提案書等作成要領に従って作成し、紙媒体で正本1部、副本8部及び電子データ（CD-R又はDVD-R）で1部提出すること。

ただし、提出書類の正本には全て社印及び代表者印を押印すること。

(2) 提出方法

郵送又は持参

(3) 提出期限

令和5年6月7日（水）午後5時（必着）

9 参加の辞退

公募型プロポーザルに指名及び参加を表明していたが、やむを得ず参加を辞退する場合は、次のとおり辞退届を提出すること。

(1) 提出書類

辞退届（様式第6号）

(2) 提出方法

郵送又は持参

(3) 提出期限

令和5年6月7日（水）午後5時（必着）

10 選考方法

提出された提案書等について、審査（プレゼンテーション）を実施し、評価点を算出し、受託候補事業者を選定する。評価にあたっては、表1のとおり総合評価点を算出する。

表1 総合評価点の詳細

評価項目	総合評価点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営基盤及び実績 ・ コールセンターの業務体制 ・ 個人情報保護 ・ 提案内容 ・ 提案金額 	600点満点

(1) プレゼンテーション

① 実施方法

提案書等を提出した事業者による企画提案に関するプレゼンテーションを実施する。

② 実施予定日

令和5年6月14日(水)

※日時については改めて通知する。また、実施予定日についても変更が生じた場合は事前に通知する。

③ プレゼンテーションの時間は説明30分、質疑10分を予定している(準備・撤収は開始・終了時刻の前後5分以内とする)。

④ 説明は提案書をもとに実施すること。

⑤ プレゼンターは、本業務の担当者を含めた3名以内とすること。

⑥ プロジェクター等の機材を使用する場合は、提案者が用意すること。この際、あらかじめ前日までに当広域連合担当者に連絡し、了解を得ること。

⑦ プレゼンテーション時に追加資料を用いることは認めない。提案者の語句、数字等の簡易な修正はプレゼンテーション時に説明すること。

(2) 受託候補事業者の確定

① 総合評価点の最も高い者を受託候補事業者とする。

② 総合評価点の最高得点が2者以上ある場合は、原則として見積金額の安価な者を選定する。さらに、見積金額が同額の場合は、審査員の協議により、受託候補事業者を決定する。

③ 受託候補事業者となるべき者の見積金額によっては、その者により契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合、著しく不相当であると認められるときは、業務仕様書の要件を満たした提案書等を提出した者のうち、総合評価点の最も高い者を受託候補事業者とする。

④ 受託候補事業者決定後、不測の事態が生じた場合には、次点の総合評価点を取得した者を受託候補事業者とする。

⑤ 提案事業者が1者のみの場合にあっても再公告を行わず、その1者の審査を行い、総合評価点が満点の6割を超えた場合は受託候補事業者とする。

(3) 選定結果

受託候補事業者に対しては、参加表明書(様式第1号)に記載された担当者あてに文書で通知する。

なお、選考の理由、結果に対する問い合わせ及び異議等には一切応じない。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とし、提出された提案書等の全て及び契約を無効とする。

- ① 提出した書類に虚偽の記載をした場合
- ② 「4 参加資格」に規定した要件を満たさなくなった場合
- ③ 審査の透明性及び公平性を害する行為があった場合
- ④ 上記①から③の項目のほか、提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合

11 契約の締結等

受託候補事業者の提案内容を再確認し、調整すべき内容の精査を行ったうえで仕様書を作成する。その仕様書に基づき、受託候補事業者から再度見積を徴取する。その見積金額に基づき契約を締結する。ただし、受託候補事業者との協議が整わない場合は、次点の事業者と同様の事を行う。

12 契約保証金

契約締結にあたっては、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納めるものとする。

ただし、埼玉県後期高齢者医療広域連合契約規則(平成19年4月1日規則第10号)第6条各号に該当する場合は契約保証金を免除する。

13 その他

- (1) 提案書には社印及び代表者印、また見積書には代表者印を押印のうえ提出すること。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 提出する提案書等に要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (4) 埼玉県後期高齢者医療広域連合が提示した資料や本プロポーザルにおいて知り得た情報については、第三者に漏えいすること、当広域連合の許可なく本業務以外に使用、又は公表等を行うことを禁止する。
- (5) 提出された提案書等は当広域連合で複写、配布する場合がある。

(6) 提出された提案書等の書類は、この選定業務以外に提案者に無断で使用しないが、埼玉県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年8月10日条例第15号）の規定に基づき情報公開の請求があった場合に情報公開の対象となることがある。

14 提出先及び問合せ先

担当：埼玉県後期高齢者医療広域連合 給付課審査担当 森

郵便番号：〒330-0074

住所：埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎4階

電話番号：048-833-3143（直通）

FAX：048-833-3472

メールアドレス：kyuufu@saitama-koukikourei.jp